

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高砂市

2 構造改革特別区域の名称

都市近郊型産業集積特区

3 構造改革特別区域の範囲

高砂市の区域の一部（高砂工業公園）

4 構造改革特別区域の特性

高砂市の工業発展と問題の発生（重化学工業と住工混在化）

高砂市は、比較的温暖な気候にある瀬戸内海臨海部に位置し、神戸・大阪といった大規模消費地にも近い。この立地を活かし、昭和39年播磨工業整備特別地域の指定を受け、重化学工業を中心に播磨臨海工業地帯の中核都市として発展を続けてきた。

また、一方では都市化の進展に伴い、播磨地域は住工混在化が進み、周辺住民の生活に少なからざる影響を与えていることも事実である。

今日の構造的不況の影響

平成6年に、高砂市の臨海部は、播磨地方拠点都市地域の基本計画において、高砂市東部臨海地区指定を受け、その中で工業の再編と集積による住工混在を解消する臨海地区拠点として位置付けられた。土地開発公社は、工場立地に適した地理的条件を活かし、旧国鉄高砂工場の廃止により遊休地となった土地（15.7ha）を取得し、高砂工業公園として平成10年度から基盤整備を進め、平成14年3月に50区画の基盤整備を完了している。当工業公園は、周辺地域における住工混在を解消し、操業環境の改善を進めるとともに経営基盤の確立を図ることを目的としており、工業公園への工場誘致を積極的に行い、産業発展とともに、生じた諸問題を解決しようとしていたところである。

しかし近年、工業を取り巻く環境は、技術革新による省力化、情報の高度化及び消費者ニーズの多様化への対応などに加え、景気低迷の長期化に伴い、厳しさを一段と増し、個別の企業努力のみならず、協業化などによる体質改善が求められている。

当工業公園は土地開発公社の保有地であり、現行制度の中ではこの土地の長期保有はで

きないため、分譲を前提に誘致を行ってきた。しかし、企業ではデフレ等先行きの不透明感から経営の見直しのためのリストラクチャリング等を進めているところであり、大規模投資（土地購入）のリスクに対する見直しがなされており、土地の購入を前提とした誘致は思うように進んでいない。

将来の工業と問題の解決のために

高砂市は第3次総合計画において、「活力とにぎわいのあるまちづくり」を掲げ、「工業の発展をめざし、生活環境との調和を保ちつつ、本市の誇る多彩な工業の振興に努めるとともに、中小企業の経営指導の充実など経営基盤の強化」、「住工混在地区を解消し、土地利用の純化を図るとともに、時代を先導する新産業の誘導」を掲げている。高砂市としては今後とも、これまでに形成されてきた産業集積や都市基盤を生かしながら、多彩な産業の展開及び雇用の創出を促進していきたいと考えている。

高砂市も重化学工業を中心に発展したとはいえ、大規模消費地に近く、製造業を中心とする産業の立地に適しており、将来の日本における住宅地と産業地を両立する都市近郊型産業地域として、ひとつのモデルを形成できる立地にある。しかし、進出の意欲がある成長性のある企業は、中小規模またはベンチャー企業であることが多く、その多くは財務基盤が脆弱であることは否めず、多大な初期投資が進出の障壁になっている。

さらに、社会全体として環境問題がクローズアップされるに伴い、循環型社会の構築が急務となっている。従来型の「大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システム」ではなく「持続可能な簡素で質を重視する循環型経済社会システム」を形成すべく、事業者に対する責任は、特に「排出者責任」「拡大再生産者責任」として、社会的に大きなものとして求められようとしている。進出企業においても、循環型社会を形成するため、その社会的責任を積極的に果たすことを期待するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

都市近郊型産業（製造業及びその関連業種）

製造業においては、経済のグローバル化の進展により、生産拠点を、質のよい安価な労働力が手に入り、インフラ整備（電力供給、高速道路・港湾整備）が進む中国・アジア諸国に求めており、特に重化学工業における産業空洞化は否めない。一方、大都市近郊でこそ成立する製造業の領域が存在すると考える。その領域、つまり多品種少量・短納期生産に対応できる製造業及びその関連業種を都市近郊型産業として定義する。

さらに、近郊に位置するからこそ、事業者には付近住民との共存を図ることが強く求められようとしている。よって、産業と生活環境の両立を図ることも、都市近郊型産業の定義に加える。

重化学工業から都市近郊型産業への産業構造改革

高砂市では、大都市に近い立地を生かした重化学工業を中心とする製造業により発展してきた。今後、「伸びる企業をより伸ばす」という視点に立ち、都市近郊でこそ成立する製造業及びその関連業種を誘致し、製造業における構造的変革に資する新しいモデル工業地を形成する。具体的な企業像として、以下の点を挙げる。

・工業の内容（多品種少量・短納期生産への対応）

新製品の開発または多品種少量・短納期生産への対応は、顧客との頻繁な打ち合わせが必要で、通信費、交通費等様々な調整のためのコストが必要になる。このような業務内容は、都市近郊での立地に優位性がある。

このような内容の製造業においては、中小企業であることが多いが、いずれも近隣に消費地があることが立地のメリットになっており、都市近郊に立地することで「伸びる産業」であるといえる。

・住民と共存する事業所（住工混在の解消と職住近接の実現）

実際に近隣に住宅が建設されていると肩身の狭い思いをするのは事業所である。都市のベッドタウンとしても多くの住宅地が存在する都市近郊では、事業所が近隣住宅や住民に過度の配慮を払わずにすむ環境を整えることが都市近郊での工業の育成には欠かせない条件である。

一方、高齢化が急速に進展し、労働者の年齢も高くなっていくことが確実な中、職住近接の実現も将来的に必要な。住宅地と工業地が近接しながらも分離している、矛盾ともいえる問題を解消していかなければならない。

そこで、高砂市の沿岸部（南部地域）は、ほぼ全域が工業専用地域となっており（資料A）周辺はすでに大工場が進出し、稼動中である。当工業公園はその中心部に整備されている。このため、隣接する住宅地はなく、周辺の住民に過度の配慮をする必要はない。その一方で市内中部地域にはベッドタウンとしての住宅地と人口があることから、職住近接の実現が可能であり、さらに近隣からの通勤のための鉄道駅も近い。

都市近郊で住民と共存するために、このような立地要件をそろえ整備されている当工業公園は、新しい工業モデルを形成するに適した立地であるといえる。また、住工混在地区からの移転の場合、住宅と工業の分離が都市近郊での製造業の成長には欠かせないことから、跡地を工業用地として利用しないことを促す。結果、住工混在の解消、改善も見込め

る。

・環境配慮志向の経営方針（環境マネジメント認証取得への積極性）

環境マネジメントISO14001認証取得については、取引会社が要件として求めるケースが多くなっていること、企業イメージの向上や企業信用度の高まりの結果としての営業上の優位、結果的コスト低減が見込まれることなどから、企業では取得に対する関心が高まっている。

同時に、環境問題において、循環型社会の実現のための役割を自覚し、地域社会のみならず地球環境へも配慮する生産者が求められている。高砂市は、平成15年3月にISO14001の認証を取得しており、認証取得に関して積極的な製造業及びその関連業種を誘致・育成する土壌ができつつあるといえる。

企業誘致策（都市近郊型産業の誘致）

・「都市近郊型産業」の誘致

都市近郊型産業として、以下の項目に該当する企業を優先的に誘致する。

- (1) 「多品種・少量生産、短納期生産に対応する業務内容」：少量の発注に対し、短納期での製造と納品を求められる業務内容であること。
- (2) 「住工混在の解消に協力的」：住工混在地域からの移転の場合、跡地を工業用地に利用しないことに協力的であること。一部移転、新規進出の場合、住工混在の解消に対し、将来的に協力的な企業姿勢であること。
- (3) 「環境配慮志向」：環境マネジメントシステムの認証取得に意欲的であること。もしくは、自社独自の環境に関する理念の確立に、意欲的または計画・実行済みであること。

・財政的支援

当工業公園においては、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」による産業集積促進地区指定による財政支援（税制上の優遇措置、雇用創出型産業集積促進補助金、融資等）、また高砂市の独自支援施策として「高砂工業公園立地促進奨励金」による助成制度及び特区計画認定の際には、高砂市土地開発公社による賃貸料の3分の1の軽減措置等を講じ誘致施策の推進を図る。

・経営に対する人材育成支援

これから伸びる企業には、多品種少量・短納期生産への対応を可能にするため、いかにユーザーニーズを把握し、的確で迅速な判断をするかという、新製品の開発・新技術開発のマネジメント能力が強く求められる。中小企業レベルでは、これを自社内で行うことが難しい。「伸びる企業をより伸ばす」観点から、この問題点に対し、商工会議所との連携により、中小事業者の経営相談、情報提供をするとともに、経営者や従業員を対象にした研

修、講座を通じ人材の育成を図る。

・ I S O 1 4 0 0 1 認証取得の奨励

当工業公園においては、環境管理システムの導入等を通じて環境経営を推進し、事業活動における環境への配慮の取り組みを推進するため、進出企業に対し、I S O 1 4 0 0 1 認証取得を促す。

事業用土地の長期賃貸制度の導入

企業では経営の見直しのためのリストラクチャリングが進んでいる。事業用土地の長期賃貸制度は、初期投資費用の軽減、及び一定期間の賃借料を固定して見込めることによる財務上のリスク軽減メリットが大きい。企業誘致活動の中で、平成12年において進出意向を示した24社においても、分譲方式ではなく、長期賃貸を望む企業が半数以上ある。

こうしたことから新規進出企業にとって、長期賃貸制度に対するニーズは大きく、特に当工業公園が成長を見込める立地であることを合わせると、新規進出の企業にとっては、この特定事業を適用することが、当工業公園進出の大きな誘因となる。

特区認定により事業用借地権方式による企業進出が促進され、I S O 1 4 0 0 1 の認証取得が進めば、地域経済の活性化を図ることはもとより、工業と住環境の両立と、将来的に必要とされている環境と成長をも両立する、新しいモデル工業地として、製造業における全国的な構造的変革に資することになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

産業構造改革のモデル形成、「都市近郊型産業」の確立

産業空洞化に脅かされる製造業ではなく、都市近郊で立地する優位性のある産業、都市近郊で成長する製造業及びその関連業種の集積と育成を図り、「伸びる産業をより伸ばす」ことで、製造業における活性化を図る。同時に、住宅地から分離された工業公園に進出を促進することで、高砂市内における住宅地と工業地の分離を図りながらも、職住近接の達成という矛盾した問題の改善を図る。さらにはI S O 1 4 0 0 1 認証取得における循環型社会の形成への貢献といった、工業の新しいモデル地域を形成し、製造業における産業構造の変革に資する。

活力とにぎわいのあるまちづくり「地域経済の活性化と新たな雇用の創出」

国・県・高砂市の独自融資制度などの様々な支援制度の活用を図り、新規進出企業の初期投資、特に土地購入に関するリスクを軽減することによる財務面からの企業進出の促進

を図る。さらに商工会議所との連携による経営相談・情報提供、合同研修などによる人材育成支援、また環境マネジメントISO14001の認証取得促進策の実施により、進出企業の競争力の強化を図る。特別区域指定を受けた後、4年間で工業用地の少なくとも70%程度の企業進出を実現することにより、地域経済の活性化として、企業進出による新たな雇用の創出と、高砂市内における周辺産業の活性化を見込む。

さまざまな社会的効果

高砂市は、事業所移転後の跡地は、工業用地に利用しないよう促す。市内移転だけではなく周辺地区からの移転も見込まれ、住宅地と工業地がその役割を分業することで、住工混在の解消・改善、すなわち広く住民の住環境の向上に資する。さらに住宅地からそれほど遠くない立地であることから従業員の通勤の利便性も発揮される。またISO14001の認証取得の奨励と従業員の取得作業の過程から、環境に対する関心の高まりが環境問題改善の一助となることを期待する。

また、通勤利用者の増加に伴う鉄道に対する需要の増加は、公共用大量輸送機関である鉄道経営の基盤強化、そして公共用鉄道の継続的安定供給をもたらし、経済的効果だけではなく、少子高齢化、環境問題、エネルギー問題等様々な社会的効果があると見込む。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当市は、播磨臨海工業地帯の中核都市として、重化学工業を中心に順調に発展してきた。しかし、過去5年間の推移を見ると、平成13年度には平成9年度と比較して、従業員数、出荷額ともに約10%の下落を示している。現況のままでは決定的な好転の見込みはない。

このような厳しい状況において、平成12年に企業24社と工業公園進出希望に関する覚書を交わしていることから、企業進出の潜在的意欲をある程度期待できるものとする。

この覚書の数字から経済効果を予測すると、1社平均敷地面積4,069㎡であり、認定後、4年後にはこれらの覚書を交わした企業の一部と、その他の市内外の企業の進出により、工業公園分譲予定総面積15.7haの70%相当分、27社の進出を想定する。

この場合の工業公園内における直接的経済効果として、4年後には雇用創出人数809人、出荷額として10,950百万円の増加（平成13年度基準）を予測する。

高砂市全体への経済効果については、市内住工混在地区からの移転が39社のうち15社（38.5%）あると想定すると、4年後には雇用創出人数498人、出荷額6,738百万円の増加（平成13年度基準）を予測する。高砂市全体への経済効果として、従業員数約4%、

出荷額約10%の増加(平成13年度比較)を予測する。

周辺産業への経済的効果は、特に大きなものとして、工業公園への最寄駅となる山陽電気鉄道(株)の輸送量の増加を見込む。

山陽電気鉄道(株)では、工業公園内の従業者数1,000人に対し、15%の通勤利用客、年間2,000万円の経済効果を想定している。これから算出し、工業公園内の従業者は4年後に809人となることを見込んでいることより、通勤客121人、1,618万円の経済効果を予測する。

また、社会的効果として、市内用途地域の準工業地域における住宅環境の改善(住宅地域での公害発生件数の減少)をもって、住工混在の解消を見込む。

ISO14001の認証取得が進むことで、環境に対する意識の向上に寄与していると考えられる。進出企業の70%が認証取得をしていることを見込む。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」による産業集積促進地区指定による支援

税制上の優遇措置

土地・建物に係る不動産取得税相当額の1/2控除(限度2億円)

雇用創出型産業集積促進補助金

補助要件

土地を取得又は賃借する場合は、建物及び設備投資額が5千万円以上であること

補助限度額3億円

(a)新規地元雇用者に対する補助(新規地元雇用者11人以上)

| 雇用者数 | 補助額 |
|--------------|--------|
| ~50人目まで | 60万円/人 |
| 51人目~100人目まで | 90万円/人 |

| | |
|---------|---------|
| 101人目から | 120万円/人 |
|---------|---------|

(b)新エネルギーの導入に対する補助

補助率 1 / 2 (国からの補助がある場合は併せて補助率が 1 / 2)

拠点地区進出支援貸付

(a)利率：年 1 . 1 %

(b)限度額：25億円(知事特認50億円)

(c)期間：15年以内

(2)「高砂工業公園立地促進奨励金」による助成制度

平成16年度から平成20年度までに賦課される固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する奨励金

| | |
|----------|----------|
| 事業所新設の場合 | 100分の75 |
| 事業所移転の場合 | 100分の100 |

(3)高砂市中小企業特別融資による経営基盤の強化

(a)利率：年 1 . 6 %

(b)限度額：2千万円

(c)期間：5年以内

(4)経営に対する人材育成支援事業

高砂商工会議所による中小事業者の経営相談、情報提供、研修、講座等の開催

別紙

1 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高砂市土地開発公社
特別区域内に進出する企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定日

4 特定事業の内容

高砂市土地開発公社が造成した高砂工業公園に、都市近郊に立地することに優位性を発揮する、優良な成長産業（製造業及びその関連業種）を誘致し、集積を図る。

また、住工混在を解消、改善し、かつ職住近接を実現することで、住環境と産業との両立を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

重化学工業を中心に発展してきた高砂市においては、産業空洞化が発生している。産業空洞化に対抗する、都市近郊に立地の優位のある産業（製造業及びその関連業種）の進出を促進、集積することで、製造業における産業構造の変革とそれに伴う経済の発展を見込む。

当工業公園は住宅地との隔離ができていない地区に位置する。工場移転後の跡地は、工場用地としないよう促すことで、当工業公園が工業地域として発展することは、市内及び周辺地域における住工混在の改善の一助となる。当工業公園は住宅地と隔離されているとはいえ、住宅地からさほど遠方ではないため、福祉施策でもある職住近接も両立できる。

当工業公園は、高砂市土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地である。当工業公園が当該規制の特例措置を受け、企業の初期投資を軽減することは、高砂市における健全な発展と秩序ある整備が進展することになる。